

○関東地方整備局告示第四十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十二年三月三日

関東地方整備局長 菊川 滋

第1 起業者の名称 東京電力株式会社

第2 事業の種類 特別高圧送電線上野線保全事業（埼玉県八潮市大字浮塚地内から同市大字浮塚字中ノ島地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 なし
- 2 使用の部分 埼玉県八潮市大字浮塚及び大字浮塚字中ノ島地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、埼玉県吉川市大字中曽根地内の北葛飾変電所から東京都台東区竜泉2丁目地内の上野変電所までの亘長20.2kmの区間を全体計画区間とする「特別高圧送電線上野線保全事業」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、法第3条第17号に掲げる電気事業法（昭和39年法律第170号）による一般電気事業の用に供する電気工作物に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業の起業者である東京電力株式会社は、電気事業法第3条第1項の許可を受けた一般電気事業者であり、同法第18条に定められた電気供給義務を負っている。

また、本件事業に要する費用については、自己調達資金により確保されていることなどから、本件事業を施行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本件事業は、各発電所から500kv基幹送電線を経由し、北葛飾変電所にて受けた電力を、主に東京都台東区、荒川区に電力を供給する上野変電所に電力を供給し、また、上野変電所から特別高圧送電線上野水道橋線を経て、主に東京都千代田区、文京区及び新宿区に電力を供給する水道橋変電所へ電力を供給する特別高圧送電線上野線（以下「上野線」という。）の送電線路を保全するための事業である。

また、上野線は主に東京都練馬区、豊島区を中心とする地域に電力を供給する練馬変電所が送電線の設備事故等によって供給できなくなった場合に、練馬変電所への送電復旧を可能とするため、送電系統を補完する役割をも担っている。

上野線を撤去するとなれば、上記3変電所が電力を供給する地域への供給支障が生じ、また停電が発生した場合の復旧に現状より多くの時間が必要となる等、電力供給の信頼性が低下することとなる。

なお、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で検討したところ、電界、磁界については環境基準値を達成することが予測されていることから、当該事業により周囲の環境に与える影響は軽微なものと認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(2) 失われる利益

本件事業は、地中送電線路である上野線を保全するための事業であり、新たな電気工作物の建設のための工事は行われない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益はないと認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、既存の送電線路を保全するための事業であり、新たな電気工作物の建設が必要となる事業ではない。

なお、上野線が果たしている電力の円滑な供給を確保するための手法として、本件事業のルートその他、県道平方・東京線の地下に洞道を新設する案が考えられるが、民有地に工事用地が必要となること、大深度における首都圏新都市鉄道つくばエクスプレスとの近接施工のため工事期間が多くなることなどの理由から、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に判断すると、本件事業のルートを保全することが最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、本送電線は、上記3変電所が電力を供給する地域に電力の安定供給を継続して行う必要があると認められる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、上野線は土地の地下を洞道にて通過するものであり、洞道上の土地については、一定の土地利用が可能であることから、収用ではなく使用にとどめられてお

り、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 埼玉県八潮市役所